



令和7年度 下水道事業 管路不明水スクリーニング調査業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2025063400

業 務 名 令和7年度 下水道事業 管路不明水スクリーニング調査業務委託

履 行 場 所 加東市吉井地内ほか

兵庫県 加東市

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	0-07.05.01(0)		
	今 回		前 回
工種区分（公共）	15 下水道（2）		
施工地域区分	35 一般交通影響有り（2）－2		
前払区分	02 補正なし 1.00		
契約保証費用	01 計上する		
週休2日補正	05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0017

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
水理調査工							
水理調査工							
水理調査工							
水理調査工							
現場踏査工							
		12		箇所			施工 第0-0001号内訳表
スクリーニング調査工【機器設置】							
		12		箇所			施工 第0-0003号内訳表
スクリーニング調査工【巡回点検】							
		36		箇所			施工 第0-0005号内訳表
スクリーニング調査工【機器撤去】							
		12		箇所			施工 第0-0006号内訳表
降雨観測工【機器設置】							
		1		箇所			施工 第0-0007号内訳表

工事費内訳書

頁0-0003/0017

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
降雨観測工【巡回点検】						
	3		箇所			施工 第0-0008号内訳表
降雨観測工【機器撤去】						
	1		箇所			施工 第0-0009号内訳表
機械損料						
	30		日			施工 第0-0010号内訳表
交通管理工						
交通管理工						
交通誘導員						
交通誘導警備員B						
	16		人			
直接工事費計						
共通仮設費計						

工事費内訳書

頁0-0004/0017

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
技術管理費							
				式			
報告書作成工							
				式			
報告書作成【スクリーニング調査工】							
		12		箇所			施工 第0-0011号内訳表
報告書作成【降雨観測工】							
		3		箇所			施工 第0-0012号内訳表
安全費							
				式			
安全設備費							
				式			
ガス検知器 [携帯式] O2, HC, H2S, CO							
				供用日			
共通仮設費率 分							
				式			
純工事費計							

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理費							
工事原価計				式			
一般管理費等							
工事価格計				式			
消費税相当額							
総 計				式			

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0006/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0007/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

日

当り

[illegible]

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0008/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0009/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

日

当り

[illegible]

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0010/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0011/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0012/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

6

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0008号内訳表

頁0-0013/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

16

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0009号内訳表

頁0-0014/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0015/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

日

当り

[illegible]

施工単価表

施工 第0-0011号内訳表

頁0-0016/0017

報告書作成【スクリーニング調査工】

[規格1]		[規格2]		[摘要]		2	箇所	当り
名 称 ・ 規 格		数	量	単 位	単	価	金 額	備 考
管理主任技師 暫定適用職種：技師（A）				人				1
管理技師 暫定適用職種：測量主任技師				人				1
調査技師 暫定適用職種：測量技師				人				1
調査技師補 暫定適用職種：測量技師補				人				1
画像・水位変換ソフト使用料		1		日				
諸雑費				%				#01
合 計		2		箇所				
単 位 当 り		1		箇所				

施工 第0-0012号内訳表

頁0-0017/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

32

箇所 当り

[illegible]

数 量 総 括 表

工 事 名	令和7年度 下水道事業 管路施設不明水スクリーニング調査業務委託				【当初設計】		事業区分(レベル0)	下水道(2)
							工事区分(レベル1)	管路施設調査工
工種(レベル2) 種別(レベル3) 細別(レベル4)	名 称	規格(レベル5)	計 算 式			数 量	単位	摘 要
請負作業費								
水理調査工								
水理調査工								
	現場踏査		12		12	12	箇所	
	スクリーニング調査工 (設置)	画像・水位変換システム 10箇所/日	12		12	12	箇所	
	スクリーニング調査工 (巡回点検)	画像・水位変換システム 10箇所/日	12 箇所 × 3 回		36	36	箇所	
	スクリーニング調査工 (撤去)	画像・水位変換システム 10箇所/日	12		12	12	箇所	
	降雨観測工 (設置)	転倒ます型 0.5mm計 6箇所/日	1		1	1	箇所	
	降雨観測工 (巡回点検)	転倒ます型 0.5mm計 16箇所/日	1 箇所 × 3 回		3	3	箇所	
	降雨観測工 (撤去)	転倒ます型 0.5mm計 10箇所/日	1		1	1	箇所	
	機器損料		30		30	30	日	
報告書作成工								
報告書作成工								
	報告書作成工 (スクリーニング調査工)	30日観測の場合 2箇所/日	12		12	12	箇所	
	報告書作成工 (降雨観測工)	32箇所/日	3		3	3	箇所	
交通管理工								
交通管理工								
	交通誘導員B	交代要員なし	16		16	16	人日	

数量総括表

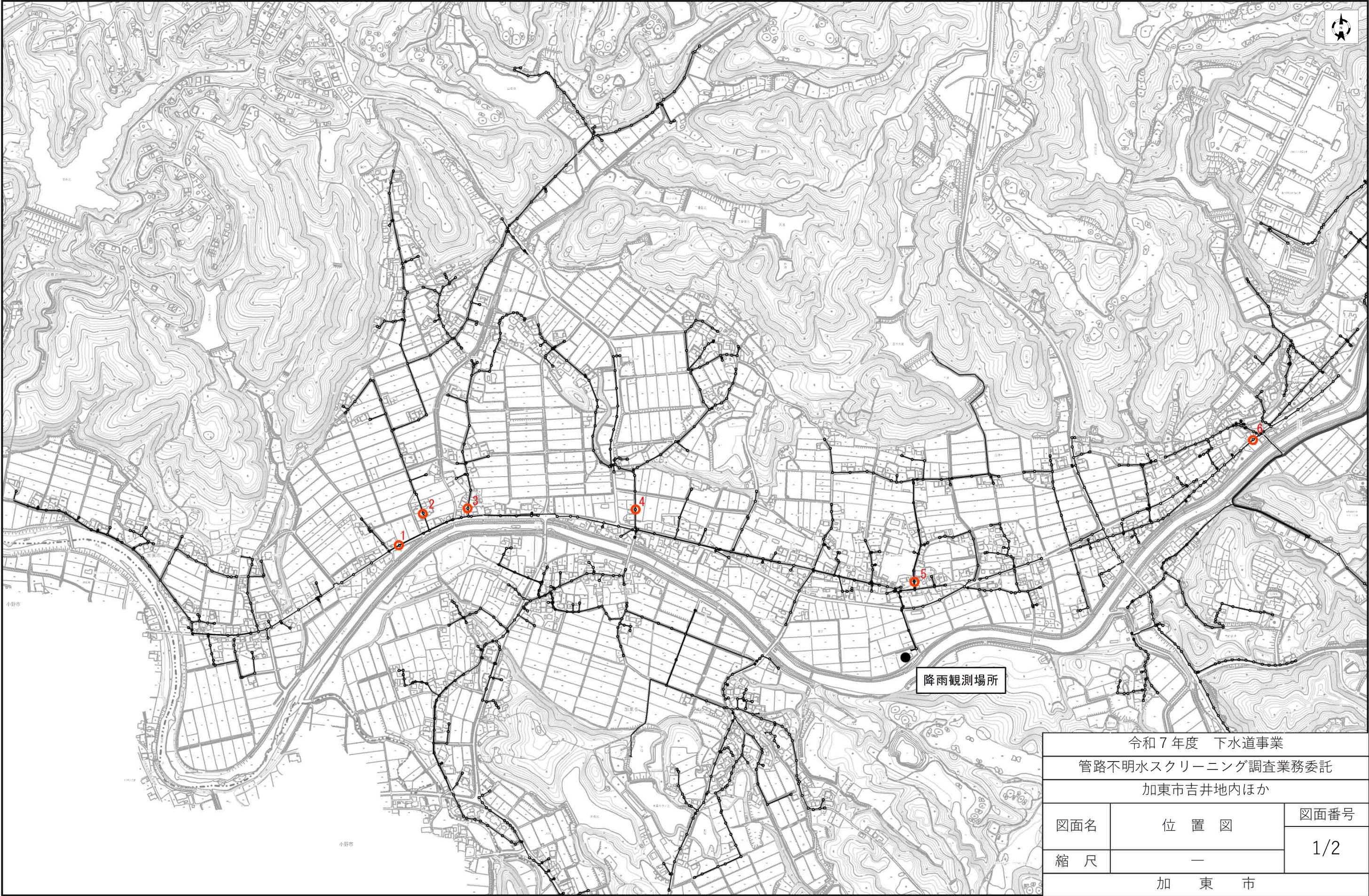
[illegible]

数 量 総 括 表

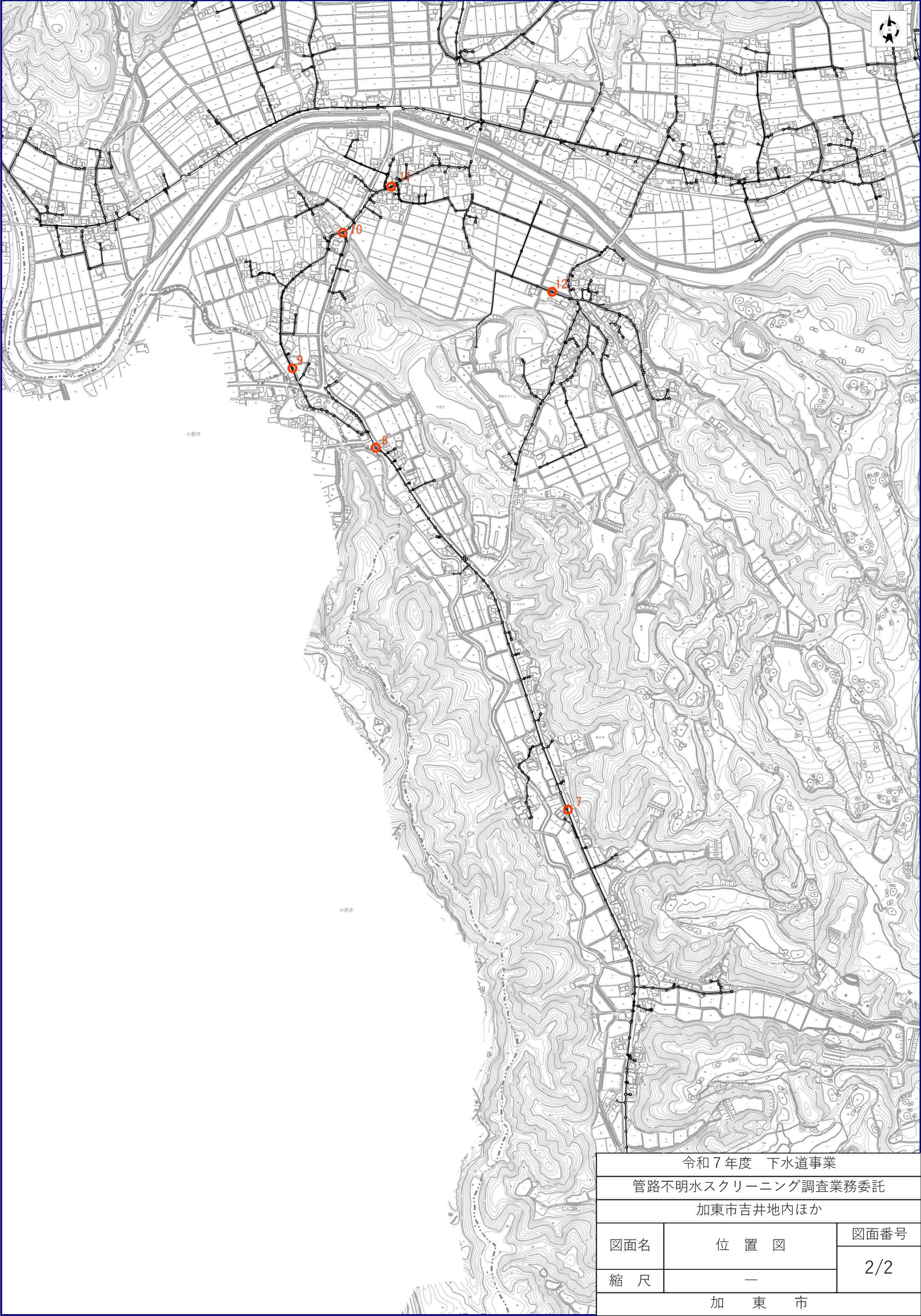
工 事 名	令和7年度 下水道事業 管路施設不明水スクリーニング調査業務委託				【当初設計】		事業区分 (レベル0)	下水道 (2)
							工事区分 (レベル1)	管路施設調査工
工種 (レベル2) 種別 (レベル3) 細別 (レベル4)	名 称	規格 (レベル5)	計 算 式			数 量	単位	摘 要
請負作業費								
水理調査工								
水理調査工								
	現場踏査		12		12	12	箇所	
	スクリーニング調査工 (設置)	画像・水位変換システム 10箇所/日	12		12	12	箇所	
	スクリーニング調査工 (巡回点検)	画像・水位変換システム 10箇所/日	12 箇所 × 3 回		36	36	箇所	
	スクリーニング調査工 (撤去)	画像・水位変換システム 10箇所/日	12		12	12	箇所	
	降雨観測工 (設置)	転倒ます型 0.5mm計 6箇所/日	1		1	1	箇所	
	降雨観測工 (巡回点検)	転倒ます型 0.5mm計 16箇所/日	1 箇所 × 3 回		3	3	箇所	
	降雨観測工 (撤去)	転倒ます型 0.5mm計 10箇所/日	1		1	1	箇所	
	機器損料		30		30	30	日	
報告書作成工								
報告書作成工								
	報告書作成工 (スクリーニング調査工)	30日観測の場合 2箇所/日	12		12	12	箇所	
	報告書作成工 (降雨観測工)	32箇所/日	3		3	3	箇所	
交通管理工								
交通管理工								
	交通誘導員B	交代要員なし	16		16	16	人日	

数量総括表

[illegible]



令和 7 年度 下水道事業		
管路不明水スクリーニング調査業務委託		
加東市吉井地内ほか		
図面名	位 置 図	図面番号
		1/2
縮 尺	—	
加 東 市		



令和7年度 下水道事業		
管路不明水スクリーニング調査業務委託		
加東市吉井地内ほか		
図面名	位置図	図面番号
縮尺	—	2/2
加東市		

下水道事業 管路不明水スクリーニング調査業務委託 仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、「下水道事業 管路不明水スクリーニング調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 図書及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、加東市と受注者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、加東市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ① 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規 |
| ④ 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規 |
| ⑤ 建築基準法 | (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規 |
| ⑥ 港湾法 | (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規 |
| ⑦ 毒物及び劇物取締法 | (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規 |
| ⑧ 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規 |
| ⑨ 下水道法 | (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規 |
| ⑩ 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規 |
| ⑪ 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規 |

- ⑫ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
- ⑬ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
- ⑭ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
- ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
- ⑯ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
- ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
- ⑱ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
- ⑲ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
- ⑳ 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

4. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。

- ① 着手届
- ② 現場代理人及び主任技術者届
- ③ 工程表
- ④ 職務分担表
- ⑤ 緊急連絡届
- ⑥ 調査計画書
- ⑦ 酸素欠乏危険調査主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険調査主任者技能講習修了書の写しを添付のこと)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

- ① 完了届
- ② 出来高調書
- ③ 完了図書 一式
- ④ 支払請求書

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに調査技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険調査主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。
- (4) 主任技術者は、(公社)日本下水道管路管理業協会の「下水道管路管理総合技士」若しくは、「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者とする。

7. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、調査の一部を下請負させる場合で、その下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。調査期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

8. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受け

るとともに、すみやかに原状復旧すること。

- (2) 受注者は、調査にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険調査に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きよなどに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険調査主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸

用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) 本業務の履行に際しては、交通誘導員 B を 16 人計上しており、適切に配置するものとする。なお、作業中は片側交互通行を予定している。

交通誘導員 A : 警備業者の警備員(警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。)で、
交通誘導員警備業務(警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級
検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

交通誘導員 B : 警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安等を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに加東市に届け出ること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止危機と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（調査方法及び使用機器、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他
監督員の指示する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

第4章 その他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

(1) 受注者は、検査時に立会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食、不明水等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

(2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

(3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

下水道事業 管路不明水スクリーニング調査業務委託
特記仕様書

1. 業務委託名称

令和7年度 下水道事業 管路不明水スクリーニング調査業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和7年10月31日

3. 業務委託場所

加東市吉井地内ほか（別途、調査位置図参照）

※調査位置について、調査位置図のとおりとしているが、発注者と協議の上、調査位置を決定すること。

4. 業務の目的

本業務は、旧農業排水処理区域であったオアシス川北及びきらめき川南の処理区において雨天時浸入水の実態を把握し、不良度の高いブロックを抽出（対策優先順位の決定）するためのスクリーニング調査を行い、雨天時浸入水削減対策のための基礎資料とすることを目的とする。

5. 業務内容

5-1. スクリーニング調査工（処理区）

スクリーニング調査工：12箇所

調査日数：30日間

巡回点検：3回（概ね10日毎）

マンホール内にインターバルカメラ（赤外線暗視カメラ）を仮設し、1分間隔での撮影を行うものとする。

また、調査期間中においても、当初に選択した調査手法に不具合が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、調査手法の変更を行うものとする。

調査日数は30日間とあるが、調査期間中において解析に有効な降雨が得られない場合は、調査日数を延長する。調査日数の延長は、別途協議により決定するものとし、延長期間が10日以上となる場合は、契約変更の対象とする。

5-2. 降雨観測工

観測箇所は1箇所とし、観測時期はスクリーニング調査工と同時期とする。

使用機器は、高降雨強度に対応できる「転倒ます型雨量計（0.5mm計）」とし、5分間隔でデータを収録する。

5-3. 報告書作成工（データ集計など）

1) 水位変換：撮影された画像データから水位に変換しmm単位で表示すること。

（目視等で変換するのではなく、変換根拠が明示可能な解析ソフトを使用すること。）

2) 動画作成：晴天日と雨天日の比較動画を作成すること。その際、降雨観測工で得られた降雨量（ハイトグラフ）を時系列に動画と整合性を持たせて合成・表示すること。

3) 降雨データ：降雨観測工については、降雨量集計表を作成すること。

4) マンホール目視調査記録表、集計表

5-4. データ解析工

調査期間中に得られた解析に有効な雨を対象に雨天日と晴天日の比較を行い、測点毎に雨天時浸入水の負荷が高いエリアの順位付けを行うこと。

6. 貸与品

下水道台帳、流量計算書、その他必要とされるもの。

7. 成果品

- ・ファイル綴じ製本 2部
- ・電子媒体（CD-R） 1部

8. 参考図書

- ・下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・画像スクリーニング技術資料，積算資料（画像スクリーニング技術研究会）
- ・下水道管路内流量・水質調査マニュアル（（一社）全国上下水道コンサルタント協会）